

名古屋市五条荘の管理運営状況

1 基本情報

＜所管局：子ども青少年局＞

指定管理者	社会福祉法人名古屋厚生会		
主な業務内容	母と子が安心して安全に暮らせる生活場所を提供するとともに、個々の生活課題を把握し自立を支援する。また、退所した者について相談その他援助を行う。		
評価対象期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日	指定期間	平成30年4月1日～令和10年3月31日

2 評価結果

評価項目			評価区分	特記事項
1 基本事項	(1) 平等利用	市民の利用にあたって不公平が生じていないか。	◎	利用希望があった場合は平等に受付順に受け入れを行っている。また、地域や関係機関との連携・協働を図りながら、施設ができる地域支援についても前向きに考えている。
	(2) 開館の実績	利用日・利用時間が遵守されているか。	○	
	(3) 情報管理	情報の管理・保護が適切になされているか。	○	
	(4) 職員体制	職員の配置、勤務実績、労働環境等は適切か。	○	
	(5) 法令等の遵守	法令、協定書等を遵守しているか。	○	
	(6) 事故・災害等への対策・対応	事故・災害等発生時の対策・対応が行われているか。	◎	
	(7) 関係機関との連携	関係機関等との連携や協働が図られているか。	◎	
	(8) 環境配慮	環境に配慮した取り組みを行っているか。	○	
	(9) 研修指導	職員に対する教育が十分に行われているか。	◎	
2 維持管理	(1) 建物・設備の保守点検	建物・設備が適切に管理されているか。	◎	各種点検を適切に実施するとともに、日々職員が施設内を巡回して、利用者が安全に、安心して過ごせる環境を確保している。
	(2) 警備業務	安全で安心感のある環境を確保しているか。	○	
	(3) 清掃業務	利用者が快適に利用できるような状態が保持されているか。	○	
	(4) 備品の管理	備品が適切に管理されているか。	○	
	(5) 衛生管理	利用者が快適に利用できるよう適切な対応がされているか。	○	
3 サービス	(1) 母子等の保護及び自立のための生活の支援に関すること	事業が適切に実施されているか。	◎	利用者の意向を尊重しながら、入所中から退所後まで、自立に向けたきめ細やかな支援を実施している。普段から利用者が意見しやすい関係づくりに努めている。
	(2) 退所した者の相談その他の援助に関すること	事業が適切に実施されているか。	◎	
	(3) 苦情・要望の把握・対応	利用者の意見、苦情を受けて、迅速に対応できているか。	◎	
	(4) 利用者満足度	利用者の満足度を把握し、必要に応じて対応しているか。	◎	
4 経費等	(1) 執行状況	指定管理料の執行等は、適正になされているか。	○	管理台帳等により、適切に管理されている。
	(2) 利用者負担金	利用者からの負担金は、適正に収受・管理されているか。	○	

【総合評価】

所管局のコメント・特記事項等

入所者のみならず、退所者や地域住民にとっても頼れる存在となりうるよう努めている。日頃から利用者と職員との間で風通しの良い関係づくりがされている。

名古屋市にじが丘荘の管理運営状況

1 基本情報

<所管局：子ども青少年局>

指定管理者	公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会		
主な業務内容	母と子が安心して安全に暮らせる生活場所を提供するとともに、個々の生活課題を把握し自立を支援する。また、退所した者について相談その他援助を行う。		
評価対象期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日	指定期間	平成30年4月1日～令和10年3月31日

2 評価結果

評価項目			評価区分	特記事項
1 基本事項	(1) 平等利用	市民の利用にあたって不公平が生じていないか。	◎	利用希望があった場合は平等に受付順に受け入れ、予定変更等があれば社会福祉事務所に情報提供を行う等して、積極的な受け入れを図っている。 また、意識的に地域との交流機会を持ち、地域に根付いた身近な相談機関になるよう努めている。
	(2) 開館の実績	利用日・利用時間が遵守されているか。	○	
	(3) 情報管理	情報の管理・保護が適切になされているか。	○	
	(4) 職員体制	職員の配置、勤務実績、労働環境等は適切か。	○	
	(5) 法令等の遵守	法令、協定書等を遵守しているか。	○	
	(6) 事故・災害等への対策・対応	事故・災害等発生時の対策・対応が行われているか。	◎	
	(7) 関係機関との連携	関係機関等との連携や協働が図られているか。	◎	
	(8) 環境配慮	環境に配慮した取組みを行っているか。	○	
	(9) 研修指導	職員に対する教育が十分に行われているか。	◎	
2 維持管理	(1) 建物・設備の保守点検	建物・設備が適切に管理されているか。	○	毎月の居室の設備点検の実施、出入り口等への防犯カメラの設置等、利用者が安全で快適に利用できるよう努めている。
	(2) 警備業務	安全で安心感のある環境を確保しているか。	◎	
	(3) 清掃業務	利用者が快適に利用できるよう状態が保持されているか。	◎	
	(4) 備品の管理	備品が適切に管理されているか。	○	
	(5) 衛生管理	利用者が快適に利用できるよう適切な対応がされているか。	◎	
3 サービス	(1) 母子等の保護及び自立のための生活の支援に関すること	事業が適切に実施されているか。	◎	入所者の生活が豊かになるよう様々な行事を企画・実施したり、個別・多様化する支援ニーズに応えられるよう、職員間及び関係機関との連携に力を入れている。また、退所者への支援も積極的に行っている。
	(2) 退所した者の相談その他の援助に関すること	事業が適切に実施されているか。	◎	
	(3) 苦情・要望の把握・対応	利用者の意見、苦情を受けて、迅速に対応できているか。	○	
	(4) 利用者満足度	利用者の満足度を把握し、必要に応じて対応しているか。	○	
4 経費等	(1) 執行状況	指定管理料の執行等は、適正になされているか。	○	管理台帳等により、適切に管理されている。
	(2) 利用者負担金	利用者からの負担金は、適正に収受・管理されているか。	○	

【総合評価】

所管局のコメント・特記事項等
関係機関と連携・協働しながら、入所中から退所後までの一貫した支援を行っている。 職員間の風通しがよく、施設全体で利用者の生活をより豊かにするための工夫をしている。

施設の現状

母子生活支援施設(2ヶ所/五条荘・にじが丘荘)

施設 の 現 状	施設概要							
	母と子の人権を擁護し、安心して安全に暮らせる生活場所を提供するとともに、個々の生活課題を把握し自立を支援します。また、退所した者について相談その他援助を行います。							
	指定期間については、本市の「指定管理者制度の運用に関する指針」において、入所型の社会福祉施設などで、利用者と施設職員との継続的な信頼関係が特に必要となるといった合理的な理由があり、5 年を超える期間を指定期間とする場合、10 年間を指定期間の目安とすることが明記されています。							
	近年、DV被害や障害、疾病を抱えた入所者が増えており、継続的なアフターフォローの必要性から入所者と施設職員との継続的な信頼関係の構築が必要となっているため指定期間を10年としています。							
	五条荘……指定管理者による管理 定員30世帯。敷地面積:1,574.67㎡(保育園含む) 延床面積:1,757.82㎡							
	にじが丘荘…指定管理者による管理 定員30世帯。敷地面積:1,432.58㎡ 延床面積:1,669.95㎡							
	市の収支状況(千円) (5年度決算(見込)額)							利用料金
	支出			収入				
	指定管理料	その他	計	使用料	その他特定財源	一般財源	計	
	209,952		209,952		83,869	126,083	209,952	
特記事項								
管理 運 営 指 標 の 状 況	取組状況							
	指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	退所世帯率(五条荘) 退所世帯数/(4月1日入所世帯数+新規入所世帯数)		%	21.2	24.2	22.8	12.9	
	退所世帯率(にじが丘荘) 退所世帯数/(4月1日入所世帯数+新規入所世帯数)		%	62.5	9.5	33.3	31.8	
	特記事項							

※支出のうち「その他」欄は、経常修繕費等を記載